



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

担 当	岡山労働局雇用均等室
	室長 山田 泉
	厚生労働事務官 大浦 絵里子
	電話 086-224-7639

岡山労働局発表
 平成27年10月1日

～県内のくるみん認定企業が30社を超えました！～

平成27年度上半期「くるみん認定企業」のご紹介

岡山労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づいて一般事業主行動計画を策定し、計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした事業主を「子育てサポート企業」として認定しています。

今年度の上半期の認定件数は過去最多の5件(昨年度1件)となっており、認定を目指して取り組まれる企業が増えています。

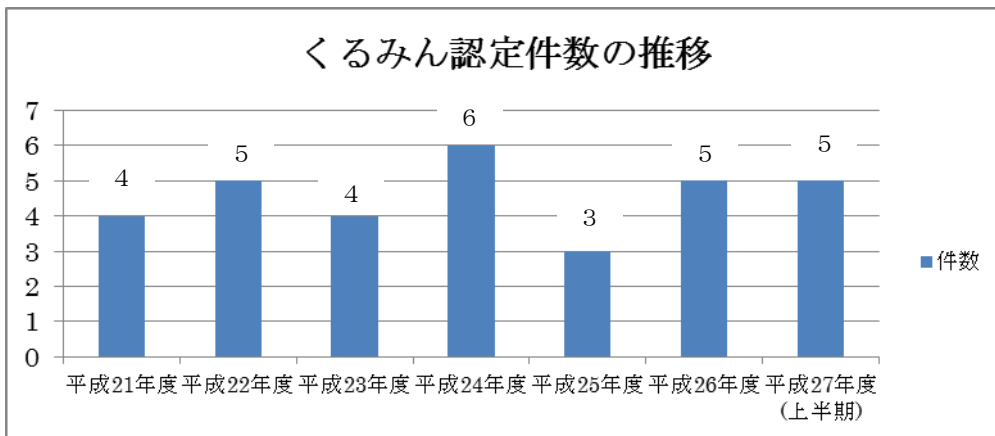
平成27年度 上半期 くるみん認定企業一覧(5社)

- ・国立大学法人 岡山大学
- ・株式会社中国銀行
- ・岡山スバル自動車株式会社
- ・医療法人 淳和会 長谷川記念病院
- ・学校法人 川崎学園



(次世代認定マーク)
 愛称 くるみん

1 「くるみん」認定件数の推移



今年度は上半期で既に5社の認定があり、くるみんマークの注目度が高まっています。

2 認定企業の取組内容

(1) 国立大学法人 岡山大学 認定年月日:平成 27 年5月 18 日

2015年認定事業主

国立大学法人 岡山大学

所在地 :岡山市 業種: 教育・学習支援業
計画期間:平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間



主な取組内容

ダイバーシティ推進本部次世代育成支援室会議を隔月で(年6回、計12回)開催し、ニーズ調査、一般事業主行動計画の実施状況を検証、実現に向けて確認・審議を行った。取組の学内周知については、リーフレットの作成やHPへの掲載により行なった。

仕事と子育ての両立支援が職場風土として根付かせるため、リーフレット作成・配布、HPの充実を図った。次世代育成支援室会議においては、学内保育3施設の利用状況等の報告を毎回実施、特にニーズの高い夜間保育、一時保育について調査を行い、利用者のニーズに沿った保育体制のあり方について検討を行った。また、Family Meetingとして「親子体操教室」や「仕事と子育て両立フリートーキング」等を実施したり、パパやママの仕事を子供が楽しく見学できる「家族の日」を実施した。

ワークライフバランスの推進を目指した取組みの推進のため、時間外勤務縮減キャンペーンの実施及びGWや夏季休暇等と合わせた年次有給休暇の取得を推進した。

(2) 株式会社 中国銀行 認定年月日:平成 27 年5月 21 日

2015年認定事業主

株式会社 中国銀行

所在地:岡山市 業種:金融業
計画期間:平成25年4月1日～平成27年3月31日までの2年間



主な取組内容

- ①制度、規定を通達、電子掲示板などを通じて分かりやすく解説して従業員に対して積極的に周知した。結果として、女性の育児休業取得率は100%となり、男性は2名が取得した。
- ②月5回の定時退行を実施。2月、8月には定時退行週間を実施した。
- ③小さい子どもを抱える従業員が働きやすい環境を整備するため、小学校就学始期までの子を養育する従業員を対象とした時差出勤制度を実施している。

(3)岡山スバル自動車株式会社 認定年月日:平成27年7月8日

2015年認定事業主

岡山スバル自動車 株式会社

所在地:岡山市 業種:自動車販売・整備業

計画期間:平成22年11月1日～平成27年3月31日までの4年5カ月



主な取組内容

- ①男性社員が育児休業、看護休暇、所定労働時間の短縮制度のいずれかを1人以上取得することを目標とした。幹部会議において、男性も上記制度を利用できることを周知した他、支店ごとのミーティングにおいても周知した結果、1名が子の看護休暇を取得した。
- ②女性の育児休業取得率80%以上を目標とした。育児休業等の取得希望者を対象とした講習会をした結果、出産した女性労働者3名全員が育児休業を取得し、育児休業取得率は100%になった。

(4)医療法人 淳和会 長谷川記念病院 認定年月日:平成27年7月27日

2015年認定事業主

医療法人 淳和会 長谷川記念病院

所在地:新見市 業種:医療業

計画期間:平成23年12月1日～平成26年11月30日までの3年間



主な取組内容

- ①育児休業取得者における代替要員を確保することを目標とした。期間中6名が育児休業を取得し、6名全員の代替要員を確保した。
- ②育児休業取得者の休業終了時に職場復帰支援を行うことを目標とし、平成26年4月より取り組みを実施。各部署ごとの職場復帰支援策を作成し、期間中1名の育児休業者に職場復帰支援を行った。
- ③育児休業を取得しやすい職場環境を整えるため、育児休業取得希望者を対象に育児休業制度や給付についての研修を実施。期間中出産した6名全員が育児休業を取得し、取得率は100%となった。

(5)学校法人 川崎学園 認定年月日:平成27年9月7日

2015年認定事業主

学校法人 川崎学園



所在地 : 倉敷市 業種 : 教育・学習支援業

計画期間:平成24年8月1日～平成27年7月31日までの3年

主な取組内容

- ①働き方の見直しによる仕事と生活の調和を図るため、「WLBワーキンググループ」を結成した。日常の朝礼・終礼・各種会合・部長会・課長会等々で繰り返し意識啓発を行った結果、子の1歳誕生日休暇の新設及び、配偶者の出産休暇（1日→2日に拡充）の拡充につながった。
- ②H24に本格開設された「臨床教育研修センター」において、育児休暇取得者等の職場復帰を促した。
- ③子育てに関する地域貢献活動の更なる充実と発展を促すため、専門的技術を活用して地域の子ども達を対象とした「かわさき夏の子ども体験教室」の開催の継続。職員が利用できる病児保育施設の定員（5人→6人）を拡充した。

3 岡山県内のくるみんマーク認定企業一覧（平成 27 年 9 月 30 日現在）

	企業名	所在地	業種	認定を受けた年
1	生活協同組合 おかやまコープ	岡山市	各種商品小売業	2007 年
2	株式会社DNPアイ・エム・エス	岡山市	印刷・同関連業	2007 年
3	株式会社山陽新聞社	岡山市	映像・音声・文字情報制作業	2008 年
4	株式会社メッセージ	岡山市	社会保険・社会福祉・介護事業	2008 年
5	株式会社岡山高島屋	岡山市	各種商品小売業	2009 年 2011 年
6	カバヤ食品株式会社	岡山市	食料品製造業	2009 年
7	株式会社アイデアス	玉野市	技術サービス業	2009 年 2012 年
8	社会福祉法人 愛誠会	新見市	社会保険・社会福祉・介護事業	2009 年
9	セロリー株式会社	岡山市	繊維工業	2010 年
10	共和機械株式会社	津山市	生産用機械器具製造業	2010 年 2013 年
11	財団法人操風会	岡山市	医療業	2010 年
12	株式会社岡山村田製作所	瀬戸内市	窯業・土石製品製造業	2010 年
13	国立大学法人 岡山大学	岡山市	学校教育	2010 年 2015 年
14	株式会社トマト銀行	岡山市	銀行業	2011 年
15	岡山医療生活協同組合	岡山市	医療業	2011 年
16	倉敷化工株式会社	倉敷市	ゴム製品製造業	2011 年
17	オーエヌ工業株式会社	津山市	金属製品製造業	2012 年
18	株式会社サンキョウ-エンビックス	岡山市	技術サービス業	2012 年 2015 年
19	玉野エンジニアリング株式会社	玉野市	技術サービス業	2012 年
20	株式会社自然共生	岡山市	洗濯・理容・美容・浴場業	2012 年
21	社会医療法人清風会	津山市	医療業	2013 年
22	(企業名の公表を希望しない)			2013 年
23	片山工業株式会社	井原市	輸送用機械器具製造業	2013 年
24	株式会社両備システムズ	岡山市	情報サービス業	2014 年
25	株式会社クロスカンパニー	岡山市	織物・衣服・身の回り品小売業	2015 年
26	医療法人萌生会 国定病院	浅口郡里庄町	医療業	2015 年
27	有限会社ハートサプライ	岡山市	社会保険・社会福祉・介護事業	2015 年
28	株式会社中国銀行	岡山市	銀行業	2015 年
29	岡山スバル自動車株式会社	岡山市	自動車販売及び整備業	2015 年
30	医療法人淳和会 長谷川記念病院	新見市	医療業	2015 年
31	学校法人 川崎学園	倉敷市	教育・学習支援業	2015 年

県内の認定企業は 31 社となりました。(全国では平成 27 年 8 月末現在で 2,297 社)

くるみん認定とは…

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定・実施し、当該計画に定めた目標の達成、男性の育児休業取得者が1名以上いること、法を上回る短時間勤務制度を講じていることなど一定の要件を満たした事業主は、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

くるみん認定のメリットは…

認定を受けた事業主は、くるみんマークを商品や求人広告、会社案内等に付けることができ、子育てサポート企業であることをPRすることができます。

企業イメージのアップや企業に雇用される従業員のモラルの向上や、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の定着などが期待されます。

また、認定事業主は、取得・新築・増改築した建物等について割増償却ができる税制優遇制度（くるみん税制）を利用できます。

なお、改正次世代法の施行（平成27年4月1日）にあわせ、くるみんマークのデザインが新しくなりました。



旧くるみんマーク



新くるみんマーク

※星の数はくるみんの認定回数を表しています。

また、現行のくるみん認定を受けた企業が、さらに高い水準の取組を行い一定の基準を満たした場合に付与される、特例認定（「プラチナくるみん認定」）制度が創設されました。



プラチナくるみんマーク

くるみん認定基準

改正くるみん認定基準（平成27年4月1日から適用）

1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし、適切な一般事業主行動計画を策定したこと。
2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4 平成21年4月1日以降に策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者が1人以上いること <労働者数300人以下の企業の特例> 計画期間内に男性の育児休業等取得者がいなかった場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。 ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画の開始前3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性労働者がいること。 ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること <労働者数300人以下の企業の特例> 計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること
8 次の①～③のいずれかを具体的な成果に係る目標を定めて実施していること ※ 必ずしも一般事業主行動計画に定める必要はありません。 ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと